

計量器（はかり）の検査について

計量法では、はかりを取引又は証明行為に使用する場合は証印等が付されたはかりでなければ使用できないことになっています。また、取引又は証明行為に使用するはかりは2年に1度、**定期検査**を受検しなければならないことになっています。

*1 取引・証明とは

取引：有償であると無償であると問わず、物又は役務の給付を目的とする業務上の行為

証明：公に又は業務上他人に一定の事実が真実である旨を表明すること

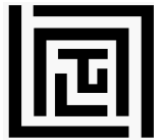
（具体例） 証明行為：学校及び幼稚園、保育園、病院、福祉施設等の職種にて健康診断等に使用しその結果を通知するもの（例.保護者への通知）

取引行為：業務間で重量取引、または重量表記しているもの（例.牛肉～kg、～g）

*2 証印等の種類

証印等の種類により、定期検査の対象と非対象がありますのでご注意ください。

（定期検査対象）



基準適合証印



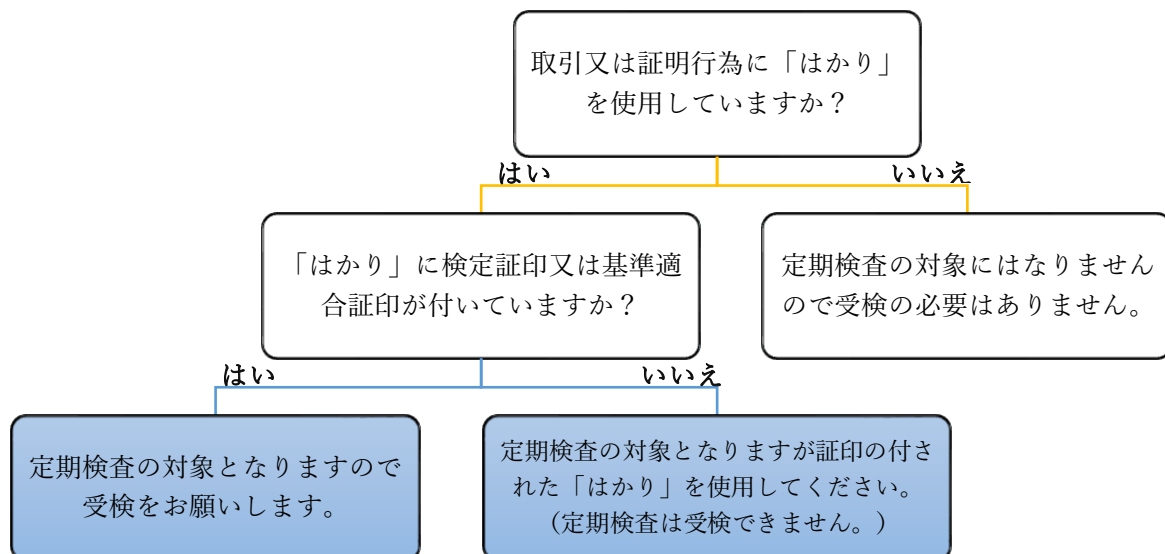
検定証印



（定期検査対象外）

取引又は証明行為に使用できません

*3 定期検査の対象者は



*4 罰則

定期検査対象でありながら受けていない場合 ⇒ **50万円以下の罰金**（計量法 第19条、第173条）

証印のない計量器(不合格含む)を取引又は証明行為に使用している場合

⇒ **6月以下の懲役若しくは50万円以下の罰金又はこれを併科する。**（計量法 第16条、第172条）

ご不明な点がございましたら
右記の連絡先までお問い合わせ
させていただきます。

一般社団法人 愛知県計量連合会
TEL:052-452-1821 FAX:452-1822
Mail: aichi.keiryuu@theia.ocn.ne.jp